



は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。

- (1) 1 (1) の場合当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (2) 1 (2) の場合当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (3) 5 の場合法第72条の25第5項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（連結子法人に限る。）